



令和 8 年 9 月 1 7 日

お 客 様 各 位

信用組合広島商銀

当座勘定規定の一部改定について

平素より、信用組合広島商銀へのご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

当組合では、令和8年9月30日（水）をもって、手形および小切手の最終振出期限を設定するとともに、他金融機関を支払地とする手形・小切手の預金入金取扱いを終了させていただくこととしております。これに伴い、関係規定を下記のとおり一部改定いたします。

なお、本改定後の規定は、改定前より当組合とお取引をいただいておりますすべてのお客様に適用させていただきますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 改定する規定
 - ・ 当座勘定規定
 - ・ 普通預金規定（無利息型普通預金を含む）
 - ・ 総合口座取引規定（無利息型総合口座取引を含む）
 - ・ 貯蓄預金規定
 - ・ 納税準備預金規定

2. 取扱開始日 令和8年10月1日（木）

3. 改定内容

次頁の新旧対象表を参照してください。

以 上

○ご不明な点等がございましたら、下記へお問い合わせください。

<本件に関するお問い合わせ先>

信用組合広島商銀 業務部 ： 082-244-3152

当座勘定規定新旧対照表

※下線が改定点

新	旧
第1条 (当座勘定への受入れ) 1.当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」といいます。)も受入れます。 <u>ただし、他金融機関 を 支払人 および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> 2～3 【略】 第7条 (手形、小切手の支払) 1.小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、令和8年10月1日以降に振出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 2～4 【略】 第8条 (手形、小切手用紙) 1.当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、令和8年9月30日までに振出してください。</u> 2.当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ令和8年9月30日までに振出された手形であることを確認してください。</u>	第1条 (当座勘定への受入れ) 1.当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」といいます。)も受入れます。 <u>(追加)</u> 2～3 【略】 第7条 (手形、小切手の支払) 1.小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>(追加)</u> 2～4 【略】 第8条 (手形、小切手用紙) 1.当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。 <u>(追加)</u> 2.当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 <u>(追加)</u>

3～7 【略】

第17条

(振出日、受取人記載もれの手形、小切手)

- 1.手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
なお、令和8年10月1日以降に振出されたもの、または振出日の記載がないものが提示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。

2 【略】

第18条 (線引小切手の取扱い)

- 1.線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。
なお、令和8年10月1日以降に振出されたもの、または振出日の記載がないものが提示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。

2 【略】

(2026年10月1日 現在)

第17条

(振出日、受取人記載もれの手形、小切手)

- 1.手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
(追加)

第18条 (線引小切手の取扱い)

- 1.線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。
(追加)

(2025年10月1日 現在)

普通預金規定（無利息型普通預金を含む）新旧対照表

※下線が改定点

新	旧
第 4 条 （証券類の受入れ） (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>ただし、支払人または支払場所 が他の金融機関である手形、小切手は受け入れません。また、支払人または支払場所が当組合である手形、小切手であっても令和 8 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、および振出日の記載がないものは受け入れません。</u> (2)～(5) 【略】 <u>(2026 年 10 月 1 日 現在)</u>	第 4 条 （証券類の受入れ） (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2)～(5) 【略】 <u>(2023 年 10 月 1 日 現在)</u>

総合口座取引規定（無利息型総合口座取引を含む）新旧対照表

※下線が改定点

新	旧
第 3 条 （証券類の受入れ） (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、支払人または支払場所 が他の金融機関である手形、小切手は受け入れません。また、支払人または支払場所が当組合である手形、小切手であっても令和 8 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、および振出日の記載がないものは受け入れません。</u> (2)～(5) 【略】 <u>(2026 年 10 月 1 日 現在)</u>	第 3 条 （証券類の受入れ） (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2)～(5) 【略】 <u>(2023 年 10 月 1 日 現在)</u>

貯蓄預金規定新旧対照表

※下線が改定点

新	旧
第 5 条 (証券類の受入れ) (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、支払人または支払場所 が他の金融機関である手形、小切手は受け入れません。また、支払人または支払場所が当組合である手形、小切手であっても令和 8 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、および振出日の記載がないものは受け入れません。</u> (2)～(5) 【略】 <u>(2026 年 10 月 1 日 現在)</u>	第 5 条 (証券類の受入れ) (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2)～(5) 【略】 <u>(2023 年 10 月 1 日 現在)</u>

納税準備預金規定新旧対照表

※下線が改定点

新	旧
第 5 条 (証券類の受入れ) (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、支払人または支払場所 が他の金融機関である手形、小切手は受け入れません。また、支払人または支払場所が当組合である手形、小切手であっても令和 8 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、および振出日の記載がないものは受け入れません。</u> (2)～(5) 【略】 <u>(2026 年 10 月 1 日 現在)</u>	第 5 条 (証券類の受入れ) (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2)～(5) 【略】 <u>(2023 年 10 月 1 日 現在)</u>